

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 8 年 8 月 1 7 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 8 月 17 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 205,600円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div> |
| 3 | 損害賠償をする理由 | <p>市道上のボルトに車両の前輪が接触し、車両に損傷を与えたため</p> <p>(加古川市加古川町寺家町302番1地先 市道寺家町4号線上)</p> |

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議会の委任による専決処分)

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項指定のこと (昭和43年 3 月 29 日
可 決)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 …………… (省 略)

}

6 …………… (省 略)

7 目的物の価格が 1 件 150万円以下（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程（平成16年社団法人全国市有物件災害共済会規程）に定める共済責任額の範囲内）の調停及び和解（前項に規定するものを除く。）に關すること。

8 1 件 150万円以下（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程に定める共済責任額の範囲内）で法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

9 …………… (省 略)

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 8 年 8 月 17 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 8 月 17 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 95,634円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 80%;"></div> <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 30%;"></div> |
| 3 | 損害賠償をする理由 | <p>市道の舗装欠損部分に車両の前輪及び後輪が接触し、車両に損傷を与えたため</p> <p>(加古川市神野町神野45番2地先 市道西之山加古線上)</p> |

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 8 年 8 月 1 7 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 8 月 17 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 49,282円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 80%;"></div> <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 40%;"></div> |
| 3 | 損害賠償をする理由 | <p>市道の舗装欠損部分に車両の前輪が接触し、車両に損傷を与えたため</p> <p>(加古川市神野町神野45番2地先 市道西之山加古線上)</p> |

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 8 年 8 月 17 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 8 月 17 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 2,739円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em;"></div> |
| 3 | 損害賠償をする理由 | <p>市道の舗装欠損部分に自転車の前輪及び後輪が接触し、
自転車に損傷を与えたため</p> <p>(加古川市野口町野口285番1地先 市道平野野口線
上)</p> |

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 8 年 8 月 20 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 8 月 20 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 120,285円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 加古川市在住 個人 |
| 3 | 損害賠償をする理由 | 市職員が運転する自動車が相手方の門柱の一部に接触し、
損傷を与えたため
(相手方敷地内) |

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 8 年 8 月 19 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

（仮称）剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負変更契約締結のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 8 月 19 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、（仮称）剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負変更契約を締結すること

(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負変更契約締結のこと

令和7年7月30日議案第54号をもって議決を経た「(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請 負 金 額 中 「221, 562, 000円」を
「224, 653, 000円」に改める。
- 7 契 約 保 証 金 中 「22, 156, 200円」を
「22, 465, 300円」に改める。



令和 7 年 7 月 3 0 日

原 案 可 決

議案第 5 4 号

(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負契約締結のこと

(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 29 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

1 工 事 名 (仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事

2 工 事 場 所 加古川市平荘町上原 4 番地の 1

3 工 期 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 8 年 1 1 月 3 0 日

4 請 負 金 額 2 1 2, 3 0 0, 0 0 0 円

5 契約不適合責任期間 工事目的物引渡し後 2 箇年

6 契約の相手方 加古川市平岡町新在家 2 7 7 番地の 2

株式会社マルヤマ建設

代表取締役 丸 山 浩 司

7 契 約 保 証 金 2 1, 2 3 0, 0 0 0 円

8 支 払 条 件

(1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 4 0 日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額の 1 0 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 工事の完成前に工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができ
きる。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中5回を超えることがで
きない。

(4) 令和7年度の支払限度額は、76,428,000円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。



専決第 2 2 号

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 11 月 18 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、（仮称）剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負変更契約を締結すること

(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負変更契約締結のこと

令和7年7月30日議案第54号をもって議決を経た「(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請 負 金 額 中 「212,300,000円」を
「217,195,000円」に改める。
- 7 契 約 保 証 金 中 「21,230,000円」を
「21,719,500円」に改める。
- 8 支 払 条 件 中 「令和7年度の支払限度額は、76,428,000円」
を「令和7年度の支払限度額は、78,190,200円」
に改める。



専決第 7 号

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 5 月 11 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、（仮称）剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負変更契約を締結すること

(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負変更契約締結のこと

令和7年7月30日議案第54号をもって議決を経た「(仮称) 剪定枝・草ストックヤード等整備工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請 負 金 額 中 「217, 195, 000円」を
「221, 562, 000円」に改める。
- 7 契 約 保 証 金 中 「21, 719, 500円」を
「22, 156, 200円」に改める。

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議会の委任による専決処分)

第 180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項指定のこと (昭和43年 3 月 29 日
可 決)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 (省 略)

}

4 (省 略)

5 議会の議決を経た契約事項で、次に掲げる変更をすること。

(1) 契約金額の増減額が 500万円以内の変更をすること。

(2) 工期の変更をすること。

(3) 支払条件の変更をすること。

6 (省 略)

}

9 (省 略)